

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年3月24日付けで行った部分開示決定（以下「本決定」という。）のうち、別表2の開示すべき保有個人情報欄に掲げる部分は開示すべきであり、別表3に掲げる部分は本決定に係る対象文書に含め、不開示とすべき部分を除き開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求及び審査の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人の代理人（以下「代理人」という。）は、令和5年1月23日付けで、開示請求者（代理人の〇〇。未成年者。以下「児童A」という。）の法定代理人として、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、別表1①から⑥まで（以下別表1①から⑤までを「本件対象保有個人情報」という。）のとおり、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、条例第22条第2項に基づき、令和5年1月30日付けで本件開示請求に対する開示決定等の期間延長について、代理人に通知した。

ウ 実施機関は本件開示請求に対し、条例第21条第1項の規定に基づき、令和5年3月24日付けで本決定を行い、条例第21条第2項の規定に基づき、同日付けで別表1⑥について不存在を理由とする不開示決定を行った。また、同日付けで別表1①～⑤に係る一部の文書について開示決定を行った。

（2）審査請求の経緯

代理人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関に対し、令和5年6月26日付けで、本件対象保有個人情報の全部開示を求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和5年10月27日付けで、実施機関から個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和6年1月22日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 代理人の主張の要旨

代理人の主張はおおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

埼玉県〇〇児童相談所（以下「児相」という。）は本決定の理由を条例第17条第7号柱書き及び第8号としている。

しかしながら、本決定は児童Aに対する一時保護処分及び施設入所処分（以下「当該一時保護処分等」という。）の妥当性を検証したいと考えている我々の知る権利を侵害していることから、憲法第21条の規定に違反しており、違法である。

特に、条例第17条第7号柱書きに関しては甚だしく曖昧な理由であり、条例第17条第7号に示されている具体例（イ、ロ、ハ、ニ及びホ）のいずれに該当するのか説明されなければならない。

また、条例第17条第3号を理由としている箇所もあるが、第三者の個人情報以外の不必要な箇所まで非開示とされている場合は開示を求める。

本決定により、憲法第21条に示される表現の自由（知る権利）を侵害されている。

なお、児童虐待アセスメントシート（〇.〇.〇及び〇.〇作成分）、児童精神科医による被虐待児症候群の診断の根拠（ACBL-R、AEI=R）に関しては虚偽の内容が含まれる可能性が高く、特に開示を要求する。

(2) 反論書

児相が行った当該一時保護処分等により、児童Aは長期間、嫌な施設に入所させられ、家族との面会さえ許されず、児相から精神的苦痛を受けたと訴えている。

また、児相が一時保護する際に家庭裁判所に提出した資料を見せたところ嘘の内容

が書かれているとも証言している。児童Aの証言と児相の資料の矛盾について児相に再三説明を求めたが、児相は説明を拒否し続けている。

当該一時保護処分等は児相による重大な人権侵害であり、児相がどのような客観的事実を把握してこのような処分をしたのか検証が必要である。児相から人権侵害を受けた児童A及び我々家族には知る権利がある。

処分庁は本決定に関して違法・不当な点はないと主張するが、根拠がない。

児相は条例を拡大解釈し、不都合な情報を非開示としている。

当方が開示を求めているのは、主に条例第17条第7号柱書き及び8号が理由で非開示となっている箇所である。条例第17条第3号が理由となっている箇所は問題視していない。ただし、第3号の要件を超えて非開示とされている場合は開示を求める。

また、条例第17条第2号を理由として非開示となっている箇所に関しては、児童A自身が開示を求めており児相が非開示にする理由はない。

非開示の理由として条例第17条第7号柱書きを挙げるのであれば、「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」とは具体的に何か説明するべきである。条例第17条第7号は、行政機関が不正を行っても情報を非開示にし、不正を隠ぺいできる条項であり、濫用するべきものではない。

児相は児童虐待アセスメントシート及び児童精神科による診断の証拠を公表することで公務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると主張しているが、具体的にどのような支障が生じるのか説明すべきである。児相は不当な文書を作成した可能性のある診察者及び治療者との信頼関係より、人権侵害を受けた児童Aや我々家族との信頼関係の方を重視すべきである。

なお、児童虐待アセスメントシート及び児童精神科による診断の証拠に関しては児童A本人が開示を求めており、開示は児童A及び代理人の利益となる。

なぜこのような重大な人権侵害が発生したのか検証されるべきであり、児相は情報を開示し、説明責任を果たすべきである。児相の論理は一般の市民感覚では全く理解されないことを認識してもらいたい。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している不開示の理由はおおむね以下のとおりである。

条例において開示可能な箇所は開示している。

代理人は不開示理由を条例第17条7号柱書き及び8号と主張するが、2号及び3号も理由としている。

知る権利に関して、児童虐待を防止する公益的な要請の観点からも知る権利は制限されることもある。

条例第17条第7号柱書きには「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とあり、当所が保有個人情報を非開示とする理由である。

条例第17条第3号の理由としている箇所については、該当する箇所のみ非開示としている。

児童虐待アセスメントシート及び児童精神科医による被虐待児症候群の診断の証拠に関して、診察者と治療者の信頼関係保持の関係上、公表することが予定されていない文書であり、当該文書の内容から、それが公表されること自体が公務の遂行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるため、開示する必要はない。

また、診察した内容に関して、本人（児童A）の利益になる場合は開示することもあるが、現状で開示することにより審査請求人の利益となるとは言えないため、開示をする必要はないと考える。

5 審査会の判断

(1) 保有個人情報の範囲について

一般に、特定の個人から個人情報の開示請求があった場合、実施機関は、当該特定の個人に関して職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有している情報を保有個人情報と捉え、請求内容に適合する当該保有個人情報が記載されている文書を対象文書として特定する。

実施機関は、本件について上記の考え方に則し本件開示請求の対象となる保有個人情報の範囲を特定した。

当審査会において本件対象文書を確認したところ、①本件対象文書のうち、経過記録は全て児童A自身の記録及び代理人である父、母若しくは父母の関係者又は児童福

祉施設、市町村等との児童相談所の間で児童Aの処遇についてやりとりをした記録であること②代理人が反論書に添付した児童Aの陳述書には、代理人の意見・考え方に同調する旨の記載があることなど、本件特有の事情があることが判明した。そこで、当審査会では本件特有の事情を含め総合的に判断し、本件対象文書における保有個人情報範囲の特定を行い、実施機関が請求対象外とした経過記録について、請求部分と一連の情報として記載されているものであり、全て対象とすべきものであるとして開示・不開示の判断を行うこととした。

(2) 開示・不開示の考え方について

開示請求権制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、条例では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。

一方で、開示請求に係る本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要がある、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

特に開示請求者が未成年者であり、その法定代理人が開示請求を行う場合においては、開示請求者と法定代理人及び家族との関係性に留意し、慎重に判断することが求められる。

当審査会では、この考え方の下、以下のとおり特定した範囲における開示・不開示の判断を行うこととした。

(3) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別表1①から⑤までに掲げるものであり、実施機関は経過記録等の別表2の保有個人情報欄に掲げるものを特定している。

実施機関は、本件対象保有個人情報について条例第17条第1号、第3号、第7号及び第8号に該当するとして部分開示とする本決定を行った。これに対し代理人は、全ての情報の開示を求めているので、以下、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

(4) 不開示部分の不開示情報該当性について

ア 条例第17条第2号該当性について

条例第17条第2号は、「第15条第2項の規定による開示請求に係る本人に関する情報であって、開示することにより、当該本人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。そのため、本件対象保有個人情報に該当するといふためには、代理人に対して本件対象保有個人情報を開示することによって、児童Aの権利利益を害するおそれがあることが認められなければならない。

本件請求は、条例第15条第2項の規定に基づき児童Aの法定代理人である代理人が本人である児童Aに代わって開示請求をしたものである。このような場合には、法定代理人の利益と本人の利益が常に一致するとは限らないことに留意する必要がある。また、法定代理人の開示請求権はあくまで本人の利益を実現する手段として設けられていることを考慮すれば、本件対象保有個人情報の開示が、未成年者であり、代理人である父や母等の下で生活している児童Aの今後の生活に支障を来すことが予想される場合には、本件対象保有個人情報は児童Aの権利利益を害するおそれがある情報に該当すると解することが適当である。

当審査会において見分したところ、別表2の5-2には、児童Aの家族に関する発言の内容が具体的に記載されていることが認められた。

この情報は、秘匿性の高い内面的な状態を示すものであり、私的な情報であると認められ、児童Aにとって代理人に対しても知られたくない情報であると認められる。

したがって、当該部分は条例第17条第2号の不開示情報に該当する。

イ 条例第17条第3号該当性について

条例第17条第3号は、「開示請求者（・・・略・・・）以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある

るもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

これを本件対象保有個人情報についてみると、上記5（1）で述べた本件特有の事情に鑑み、請求対象外とした経過記録を含め、開示請求に対応する文書は基本的に児童Aに関する文書であると位置づけ、請求対象とした上で開示・不開示の判断を行うべきである。そして、開示請求に係る個人情報の中には、児童A本人以外（代理人や児童Aの家族等）の第三者の情報が含まれている場合があるが、本件特有の事情を考慮すれば、原則として、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しい情報であると考えられる。よって、条例第17条第3号ただし書イに該当し、開示すべきである。

ただし、代理人や児童Aの家族以外の第三者の情報については、本件特有の事情もないことから、開示・不開示の判断に当たっては、慎重に判断すべきである。

当審査会において見分したところ、別表2のうち、2、5-1、9-1、14-2、15-2、16、17-2、19-2から21-1、25-2及び29-2に該当する部分については、開示請求者以外の第三者の氏名等が記載されており、特定の個人を識別することができる情報であることが認められた。

したがって、当該部分は、いずれも条例第17条第3号の不開示情報に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しない。

ウ 条例第17条第7号該当性について

条例第17条第7号は、「県の機関（・・・略・・・）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業についてイからホまでで典型的な「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とされるものを定めるとともに、当該事務又は事業の目的、その他目的の達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示にすることができることを規定するものであると解される。この「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又

は事業のほか、将来行われる同種の事業も含むものと解すべきである。

ところで、児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づいて、都道府県により設置され（法第12条第1項）、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、上記②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと等の業務を行うものとされており（法第12条第2項、第11条第1項）、これらの業務を適正に遂行するためには、児童の福祉に係る業務に携わる者相互の自由な意見交換や連携を通じて、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが不可欠であると認められる。

当審査会において見分したところ、別表2のうち1-1から1-6まで、1-10、3、4、6-2、7、8-2、9-2、10から12-1まで、13、14-1、15-1、17-1、17-3、18、19-1、21-2、22-2から25-1まで、26-2から29-1まで、30-2、31-1、31-2、32-2、33-2、34-2、35-2、36-2、37-2、38、39-2、40-2、41-2及び42-2から50までについては、実施機関と関係機関とのやり取りの情報及び実施機関における対応方針や評価等に係る情報が率直に記載されていることが認められた。

関係機関における専門的な知見からの評価等を開示すると、後に関係機関が児童相談所への情報提供や協議を躊躇し、必要な情報の迅速かつ円滑な収集が困難となるなど、児童等の状況の正確な事実把握による児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、後に児童相談所職員が開示されることを恐れて児童の家庭の状況に関する情報や児童に関する評価又は判断を記録することをためらうことが想定され、その結果、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが困難となり、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報は条例第17条第7号柱書きの不開示情報に該当する。

ただし、別表2の開示すべき情報欄に記載された部分は、関係機関との連絡調整や

評価を含まない単なる事実に過ぎず、これを開示することで実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められず、条例第17条第7号柱書きには該当しない。

エ 条例第17条第8号該当性について

条例第17条第8号は、「法令（この条例を除く。）の規定により、又は各大臣その他の国の機関からの指示（・・・略・・・）により、公にすることができないとされている情報」を不開示情報と規定している。

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第7条では、児童虐待の通告元を特定できる情報を漏らしてはならない旨規定している。

当審査会において見分したところ、別表2の22-1、26-1、30-1、32-1、33-1、34-1、35-1、36-1、37-1、39-1、40-1、41-1及び42-1には通告者の情報が記載されていることが認められた。当該不開示部分に記載された通告者の情報は、氏名ではないものの通告元を特定することができる情報に該当すると認められる。

したがって、当該部分は条例第17条第8号の不開示情報に該当する。

(5) 請求対象外とした部分について

本決定では、実施機関が本件開示請求の対象外と判断した部分を白抜きとして処理している。

しかし、「(1) 保有個人情報の範囲について」で述べたとおり、当審査会では、当該白抜きとした部分も含め、本件開示請求の対象範囲を特定したところ、請求対象外とした部分は請求部分と一連の情報として記載されているものであり、本件開示請求の対象に含めるべきものであると判断した。

したがって、当審査会は別表3に記載された実施機関が本件請求の対象外とした部分についても、不開示情報該当性について検討を行う。

ア 条例第17条第3号該当性について

上記5(1)で述べた本件特有の事情に鑑み、請求対象外とした経過記録を含め、開示請求に対応する文書は基本的に児童Aに関する文書であると位置づけ、請求対象

とした上で開示・不開示の判断を行うべきである。そして、開示請求に係る保有個人情報の中には、児童A本人以外（代理人や児童Aの家族等）の第三者の情報が含まれている場合があるが、本件特有の事情を考慮すれば、原則として、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しい情報であると考えられる。よって、条例第17条第3号ただし書イに該当し、開示すべきである。

ただし、代理人や児童Aの家族以外の第三者の情報については、本件特有の事情もないことから、開示・不開示の判断に当たっては、慎重に判断すべきである。

当審査会において見分したところ、別表3のうち15、17、44及び81に該当する部分については、代理人や児童Aの家族以外の第三者の氏名等が記載されており、特定の個人を識別することができる情報であることが認められた。

したがって、当該部分は、いずれも条例第17条第3号の不開示情報に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しない。

イ 条例第17条第7号柱書き該当性について

当審査会において見分したところ、別表3のうち12、16、18、20から22まで、25、30、32、38から40まで、47、51、68から71まで、82、87及び90から93までについては、実施機関と関係機関とのやり取りの情報及び実施機関における対応方針や評価等に係る情報が率直に記載されていることが認められた。

関係機関における専門的な知見からの評価等を開示すると、後に関係機関が児童相談所への情報提供や協議を躊躇し、必要な情報の迅速かつ円滑な収集が困難となるなど、児童の正確な事実把握による児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、後に児童相談所職員が開示されることを恐れて児童の家族の状況に関する情報や児童に関する評価又は判断を記録することをためらうことが想定され、その結果、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが困難となり、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報は条例第17条第7号柱書きの不開示情報に該当する。

ウ その他の情報について

別表3のうち上記ア及びイ以外の情報については、条例第17条各号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(6) その他

代理人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

(1) 実施機関においては、児童Aに係る一連の記録であって、本決定を行うに当たり、請求対象外と判断し、本決定に係る対象文書に含めなかった部分がある場合には、児童Aからの請求に基づき、改めて対象文書に含め、不開示部分を除き開示することが望ましい。

(2) 保有個人情報の開示請求権制度は、実施機関が保有する自己を本人とする情報を本人に対し開示するものであるから、通常、開示請求者が本人の代理人の場合、開示請求者自身の情報は第三者の情報に該当し、開示されない。実施機関は、請求内容に適合した公文書を特定した上で、開示請求の趣旨によっては、代理人としての開示請求に加え、開示請求者自身の情報の開示請求をする必要があることなど、開示請求者の適切な選択がなされるよう、必要な説明を可能な限り行うよう留意されたい。

(答申に関与した委員の氏名)

寺田 麻佑、岩隈 道洋、守重 典子

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和5年12月22日	諮問（諮問第181号）を受け、弁明書、反論書の写しを受理

令和6年 1月22日	審議
令和6年 2月22日	実施機関からの意見聴取及び審議
令和6年 3月18日	審議
令和6年 4月18日	審議
令和6年 5月16日	審議
令和6年 6月26日	審議
令和6年 9月18日	答申

別表 1

①	児童精神科医が記入した AEI-R および ACBL-R の原本
②	父が怖いと言った面接記録
③	母親に対して信頼がないと児相が判断した記録（会ギ記録等）
④	帰宅の意志を確認した時の面接記録
⑤	施設入所継続および退所を判断した一連の記録
⑥	ムシバに関する治療記録

別表 2

	保有個人情報	開示しないとした情報	開示すべき保有個人情報
1-1	経過記録	〇〇.〇.〇 16:00 ・「記事」欄の 1 行目 13 文字目から 3 行目 7 文字目までの記載内容 ・「記事」欄の 5 行目 14 文字目から 7 行目 9 文字目までの記載内容	なし
1-2		〇〇.〇.〇 16:00 ・「記事」欄の 5 行目 6 文字目から 7 行目 2 文字目までの記載内容。 ・〇〇.〇.〇 16:10 ・「記事」欄の 7 行目 8 文字目から 最後までの記載内容。 〇〇.〇.〇 16:20 ・「記事」欄の最初から 3 行目 6 文字目までの記載内容。 ・「記事」欄の 6 行目 16 文字目から 9 行目 9 文字目までの記載内容。	なし
1-3		〇〇.〇.〇 16:00 ・「記事」欄の 2 行目 6 文字目から 6 行目 8 文字目までの記載内容。	なし
1-4		〇〇.〇.〇 16:30 ・「記事」欄の 2 行目 8 文字目から 3 行目 7 文字目までの記載内容。 ・「記事」欄の 10 行目 13 文字目から 最後までの記載内容。	なし
1-5		〇〇.〇.〇 16:40 ・「記事」欄の最初から 4 行目まで	なし

		の記載内容。 ・「記事」欄の7行目14文字目から最後まで の記載内容。	
1-6		〇〇.〇.〇 17:30 ・「記事」欄の4行目から最後まで の記載内容。	なし
1-7		〇〇.〇.〇 10:30 ・「記事」欄の2行目から最後まで の記載内容。	記事欄
1-8		〇〇.〇.〇 10:40 ・「記事」欄の記載内容。 〇〇.〇.〇 10:50 ・「記事」欄の記載内容。 〇〇.〇.〇 11:00 ・「記事」欄の記載内容。	記事欄
1-9		〇〇.〇.〇 11:10 ・「記事」欄の記載内容。	記事欄
1-10		〇〇.〇.〇 16:30 ・「記事」欄の7行目13文字目から 12行目までの記載内容。	なし
2	〇〇.〇.〇面 接メモ	右の欄の3行目	なし
3	児童福祉司等 面接結果メモ 〇〇.〇.〇	・「特に保護担当職員に伝えたいこ と」の最初から3行目25文字目ま での記載内容。	なし
4	児童福祉司等 面接結果メモ 〇〇.〇.〇	・「特に保護担当職員に伝えたいこ と」の最初から4行目27文字目ま での記載内容。	なし
5-1	〇〇.〇.〇心 理判定⑥	1 ページ目 ※ ・11行目の一部 ・12行目の一部 ・22行目の一部	なし
5-2		2 ページ目 ・4行目から23行目までの記載内 容。	なし
6-1	〇〇.〇.〇	・【目的】欄の記載内容	・【目的】欄の記載内容
6-2	〇〇訪問記録	・【面接概要】の2行目から9行目 までの記載内容。 ・【面接概要】の17行目から18	・【面接概要】の2行目から8 行目までの記載内容 ・【面接概要】の17行目から

		行目までの記載内容。	18 行目までの記載内容。
7	〇〇.〇.〇 〇〇訪問面接 記録	・3 行目から 14 行目までの記載内 容。	なし
8-1	〇〇.〇.〇 〇〇訪問記録	1 ページ目 ・8 行目から 10 行目までの記載内 容。	1 ページ目 ・8 行目から 10 行目までの記 載内容。
8-2		1 ページ目 ・16 行目の記載内容 ・18 行目から最後まで記載内 容。	1 ページ目 ・16 行目の記載内容
9-1	〇〇.〇.〇@ 〇〇判定前面 接	1 ページ目 ※ ・6 行目の一部の記載内容。	なし
9-2		3 ページ目 ・「所感」の記載内容。	なし
10	〇〇.〇.〇施 設訪問記録	1 ページ目 ・19 行目から 21 行目までの記載 内容 ・23 行目 18 文字目から 26 行目ま での記載内容。	1 ページ目 ・19 行目の記載内容
11	〇〇.〇.〇 〇〇訪問記録	3 ページ目 ・3 行目から 8 行目までの記載内 容。	なし
12-1	〇〇.〇.〇母 子面会	1 ページ目 ※ ・19 行目の一部の記載内容。	なし
12-2		4 ページ目 ・21 行目の記載内容。	4 ページ目 ・21 行目の記載内容。
13	〇〇.〇.〇施 設訪問記録	1 ページ目 ・11 行目から 19 行目までの記載 内容。 ・31 行目から 33 行目までの記載 内容。	なし
14-1	〇〇.〇.〇 〇〇訪問記録	1 ページ目 ・3 行目 31 文字目から 5 行目 5 文 字目までの記載内容。 ・6 行目から 8 行目までの記載内 容。	なし
14-2		1 ページ目 ・10 行目の一部の記載内容。	なし

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 行目の一部の記載内容。 ・ 16 行目の一部の記載内容。 ・ 19 行目の一部の記載内容。 ・ 21 行目の一部の記載内容。 ・ 31 行目から 32 行目までの一部の記載内容 	
15-1	〇〇.〇.〇 〇〇訪問記録	1 ページ目 ・ 3 行目から 5 行目までの記載内容。	なし
15-2		1 ページ目 ・ 13 行目の一部の記載内容。	なし
16	〇〇.〇.〇面 接メモ	1 ページ目右側の記載内容の一部	なし
17-1	〇〇.〇.〇 @〇〇記録	1 ページ目 ・ 4 行目から 6 行目までの記載内容。 ・ 20 行目の記載内容。 ・ 25 行目の記載内容。	なし
17-2		2 ページ目 ・ 11 行目の一部の記載内容。 ・ 12 行目の一部の記載内容。 ・ 13 行目の一部の記載内容。 ・ 13 行目から 14 行目までの一部の記載内容。 ・ 16 行目の一部の記載内容。	なし
17-3		4 ページ目 ・ 「所感」 欄の記載内容。	なし
18	〇〇.〇.〇施 設訪問記録	1 ページ目 ・ 4 行目から 10 行目までの記載内容。 ・ 24 行目から 26 行目までの記載内容。	なし
19-1	〇〇.〇.〇 〇〇訪問	1 ページ目 ・ 4 行目から 12 行目までの記載内容。	なし
19-2		2 ページ目 ・ 3 行目の一部の記載内容。	なし
20-1	〇〇.〇.〇 @〇〇本見と	1 ページ目 ※ ・ 14 行目の一部の記載内容。	なし

20-2	面接	2 ページ目 ・ 20 行目の一部の記載内容。	なし
21-1	〇〇.〇.〇 @〇〇記録	3 ページ目 ・ 3 行目の一部の記載内容。 ・ 4 行目の一部の記載内容。 ・ 6 行目の一部の記載内容。 ・ 7 行目の一部の記載内容。 ・ 9 行目の一部の記載内容。 ・ 15 行目の一部の記載内容。 ・ 16 行目の一部の記載内容。 ・ 18 行目の一部の記載内容。 ・ 20 行目の一部の記載内容。	なし
21-2		3 ページ目 ・ 28 行目から 32 行目までの記載内容。	なし
22-1	様式 26 号診 断・処遇会議録 〇〇年〇月〇	・「問題の概要・取扱の経過・再調査時の状況」欄の 3 行目の一部の記載内容。	なし
22-2	日	・「社会調査所見」欄の 1 行目途中から 2 行目途中までの記載内容。 ・「虐待ケースの場合（総合評定）」の記載内容。 ・「担当者の意見」の記載内容。 ・「スーパーバイザーの意見」の記載内容。 ・「処遇方針」の記載内容。	なし
23	児童虐待リスクアセスメント・チェックシート〇〇.〇.〇	「項目」及び「評価」及び「自由記述」の欄の記載内容。	虐待の程度の項目名、チェックの有無及び自由記述欄 子どもの状況の自由記述欄 養育者の状況続きの自由記述欄 家族の状況の項目名、チェックの有無及び自由記述欄
24	評定シート〇 〇年〇月〇日	・「リスクの評定」の欄のチェック内容。 ・「社会的サポートの利用状況」の記載内容。 ・「課題と必要な支援」の記載内容。	なし
25-1	診断会議録別	・ 3 行目から 4 行目途中までの記	なし

	紙〇〇.〇.〇	<p>載内容（補足部分を含む）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 行目から 14 行目までの記載内容。 ・ 16 行目から 17 行目途中までの記載内容。 ・ 25 行目の一部の記載内容。 	
25-2		<ul style="list-style-type: none"> ・ 30 行目から最後までまでの記載内容。 	なし
26-1	様式 26 号診断・処遇会議録 〇〇年〇月〇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「問題の概要・取扱の経過・再調査時の状況」欄の 3 行目の一部の記載内容。 	なし
26-2	日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「社会調査所見」欄の 1 行目途中から 2 行目途中までの記載内容。 ・ 「虐待ケースの場合（総合評定）」の記載内容。 ・ 「担当者の意見」の記載内容。 ・ 「スーパーバイザーの意見」の記載内容。 ・ 「処遇方針」の記載内容。 	なし
27	児童虐待リスクアセスメント・チェックシート〇〇.〇.〇	「項目」及び「評価」及び「自由記述」の欄の記載内容。	<p>虐待の程度の項目名、チェックの有無及び自由記述欄</p> <p>子どもの状況の自由記述欄</p> <p>養育者の状況続きの自由記述欄</p> <p>家族の状況の項目名、チェックの有無及び自由記述欄</p>
28	評定シート〇〇年〇月〇日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「リスクの評定」の欄のチェック内容。 ・ 「社会的サポートの利用状況」の記載内容。 ・ 「課題と必要な支援」の記載内容。 	なし
29-1	診断会議録別紙〇〇.〇.〇	<p>1 ページ目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 17 行目から 19 行目までの記載内容。 ・ 22 行目から 24 行目までの記載内容。 ・ 28 行目途中から最後までまでの記載内容。 <p>2 ページ目</p>	<p>1 ページ目</p> <p>なし</p> <p>2 ページ目</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目から 2 行目までの記載内容 ・ 22 行目から 24 行目までの記載内容。 ・ 29 行目の記載内容。 3 ページ目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 16 行目の記載内容。 ・ 24 行目から 25 行目までの記載内容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22 行目から 24 行目までの記載内容。
29-2		3 ページ目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 19 行目から 22 行目までの記載内容。 	なし
30-1	様式 26 号診断 会議録〇〇年 〇月〇日	<ul style="list-style-type: none"> ・「問題の概要・取扱の経過・再調査時の状況」欄の 2 行目の一部の記載内容。 	なし
30-2		<ul style="list-style-type: none"> ・「社会調査所見」欄の 1 行目途中から 2 行目途中までの記載内容。 ・「虐待ケースの場合（総合評定）」の記載内容。 ・「担当者の意見」の記載内容。 ・「スーパーバイザーの意見」の記載内容。 ・「処遇方針」の記載内容。 	なし
31-1	別紙〇〇.〇. 〇	1 ページ目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 行目の一部の記載内容。 	なし
31-2		1 ページ目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 17 行目途中から 20 行目途中までの記載内容。 ・ 21 行目途中から 22 行目までの記載内容。 ・ 34 行目の一部の記載内容。 2 ページ目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 行目から 4 行目までの記載内容。 ・ 9 行目から 11 行目までの記載内容。 	なし
32-1	様式 26 号診 断・処遇会議録 〇〇年〇月〇	<ul style="list-style-type: none"> ・「問題の概要・取扱の経過・再調査時の状況」欄の 2 行目の一部の記載内容。 	なし

32-2	日	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会調査所見」欄の1行目途中から2行目途中までの記載内容。 ・「虐待ケースの場合（総合評定）」の記載内容。 ・「担当者の意見」の記載内容。 ・「スーパーバイザーの意見」の記載内容。 ・「処遇方針」の記載内容。 	なし
33-1	様式26号診断 会議録〇〇年 〇月〇日	<ul style="list-style-type: none"> ・「問題の概要・取扱の経過・再調査時の状況」欄の1行目から2行目の一部の記載内容。 	なし
33-2		<ul style="list-style-type: none"> ・「社会調査所見」欄の1行目途中から2行目途中までの記載内容。 ・「虐待ケースの場合（総合評定）」の記載内容。 ・「担当者の意見」の記載内容。 ・「スーパーバイザーの意見」の記載内容。 ・「処遇方針」の記載内容。 	なし
34-1	様式26号診断 会議録〇〇年 〇月〇日	<ul style="list-style-type: none"> ・「問題の概要・取扱の経過・再調査時の状況」欄の1行目から2行目の一部の記載内容。 	なし
34-2		<ul style="list-style-type: none"> ・「社会調査所見」欄の1行目途中から2行目途中までの記載内容。 ・「虐待ケースの場合（総合評定）」の記載内容。 ・「担当者の意見」の記載内容。 ・「スーパーバイザーの意見」の記載内容。 ・「処遇方針」の記載内容。 	なし
35-1	様式26号診 断・処遇会議録 〇〇年〇月〇	<ul style="list-style-type: none"> ・「問題の概要・取扱の経過・再調査時の状況」欄の2行目の一部の記載内容。 	なし
35-2	日	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会調査所見」欄の1行目途中から2行目途中までの記載内容。 ・「虐待ケースの場合（総合評定）」の記載内容。 ・「担当者の意見」の記載内容。 ・「スーパーバイザーの意見」の記 	なし

		載内容。 ・「処遇方針」の記載内容。	
36-1	様式 26 号診 断・処遇会議録 〇〇年〇月〇	・「問題の概要・取扱の経過・再調 査時の状況」欄の 2 行目の一部の 記載内容。	なし
36-2	日	・「社会調査所見」欄の 1 行目途中 から 2 行目途中までの記載内容。 ・「虐待ケースの場合（総合評定）」 の記載内容。 ・「担当者の意見」の記載内容。 ・「スーパーバイザーの意見」の記 載内容。 ・「処遇方針」の記載内容。	なし
37-1	〇〇26 号診断 会議録〇〇年 〇月〇日	・「問題の概要・取扱の経過・再調 査時の状況」欄の 1 行目の一部の 記載内容。	なし
37-2		・「社会調査所見」欄の 1 行目途中 から 2 行目途中までの記載内容。 ・「虐待ケースの場合（総合評定）」 の記載内容。 ・「担当者の意見」の記載内容。 ・「スーパーバイザーの意見」の記 載内容。 ・「処遇方針」の記載内容。	なし
38	診断会議録別 紙〇〇.〇.〇	・ 20 行目の記載内容。	なし
39-1	様式 26 号診 断・処遇会議録 〇〇年〇月〇	・「問題の概要・取扱の経過・再調 査時の状況」欄の 1 行目の一部の 記載内容。	なし
39-2	日	・「社会調査所見」欄の 1 行目途中 から 2 行目途中までの記載内容。 ・「虐待ケースの場合（総合評定）」 の記載内容。 ・「担当者の意見」の記載内容。 ・「スーパーバイザーの意見」の記 載内容。 ・「処遇方針」の記載内容。	なし
40-1	様式 26 号診 断・処遇会議録	・「問題の概要・取扱の経過・再調 査時の状況」欄の 1 行目の一部の	なし

	〇〇年〇月〇	記載内容。	
40-2	日	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会調査所見」欄の1行目途中から2行目途中までの記載内容。 ・「虐待ケースの場合（総合評定）」の記載内容。 ・「担当者の意見」の記載内容。 ・「スーパーバイザーの意見」の記載内容。 ・「処遇方針」の記載内容。 	なし
41-1	様式 26 号診 断・処遇会議録 〇〇年〇月〇	・「問題の概要・取扱の経過・再調査時の状況」欄の1行目の一部の記載内容。	なし
41-2	日	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会調査所見」欄の1行目途中から2行目途中までの記載内容。 ・「虐待ケースの場合（総合評定）」の記載内容。 ・「担当者の意見」の記載内容。 ・「スーパーバイザーの意見」の記載内容。 ・「処遇方針」の記載内容。 	なし
42-1	様式 26 号診 断・処遇会議録 〇〇年〇月〇	・「問題の概要・取扱の経過・再調査時の状況」欄の1行目の一部の記載内容。	なし
42-2	日	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会調査所見」欄の1行目途中から2行目途中までの記載内容。 ・「虐待ケースの場合（総合評定）」の記載内容。 ・「担当者の意見」の記載内容。 ・「スーパーバイザーの意見」の記載内容。 ・「処遇方針」の記載内容。 	なし
43	様式 26 号診 断・処遇会議録 〇〇年〇月	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会調査所見」欄の2行目途中から3行目途中までの記載内容。 ・「虐待ケースの場合（総合評定）」の記載内容。 ・「担当者の意見」の記載内容。 ・「スーパーバイザーの意見」の記載内容。 ・「処遇方針」の記載内容。 	なし

44	6. 総合評価と必要な支援○ ○.○	<ul style="list-style-type: none"> ・「当面の目標」の記載内容。 ・「最終の目標」の記載内容。 ・総合評価の記載欄(ページ下部)。 	なし
45	様式 26 号診断・処遇会議録 ○○年○月○日	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会調査所見」欄の 2 行目途中から 3 行目途中までの記載内容。 ・「虐待ケースの場合(総合評定)」の記載内容。 ・「担当者の意見」の記載内容。 ・「スーパーバイザーの意見」の記載内容。 ・「協議内容」の 3 行目の途中から 4 行目。 ・「処遇方針」の記載内容。 	なし
46	6. 総合評価と必要な支援○ ○.○.○	<ul style="list-style-type: none"> ・「当面の目標」の記載内容。 ・「最終の目標」の記載内容。 ・総合評価の記載欄(ページ下部)。 	なし
47	様式 26 号診断・処遇会議録 ○○年○月○日	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会調査所見」欄の 2 行目途中から 3 行目途中までの記載内容。 ・「虐待ケースの場合(総合評定)」の記載内容。 ・「担当者の意見」の記載内容。 ・「スーパーバイザーの意見」の記載内容。 ・「処遇方針」の記載内容。 	なし
48	6. 総合評価と必要な支援○ ○.○.○	<ul style="list-style-type: none"> ・「当面の目標」の記載内容。 ・「最終の目標」の記載内容。 ・総合評価の記載欄(ページ下部)。 	なし
49	子どものトラウマ行動チェックリスト (ACBL-R)	評価のチェック欄	なし
50	虐待体験評価尺度 AEI-R (Abuse Experience Inventory)	評価のチェック欄	なし

※ 日付を含む先頭の行を 1 行目と数える。

別表 3

		対象とすべき部分	不開示とすべき部分
1	経過措置	〇〇.〇.〇 13:20	なし
2		〇〇.〇.〇 16:00	なし
3		〇〇.〇.〇 16:30	なし
4		〇〇.〇.〇 10:40	なし
5		〇〇.〇.〇	なし
6		〇〇.〇.〇 10:00	なし
7		〇〇.〇.〇 14:10	なし
8		〇〇.〇.〇 13:30	なし
9		〇〇.〇.〇 13:40	なし
10		〇〇.〇.〇 17:30	なし
11		〇〇.〇.〇 15:40	なし
12		〇〇.〇.〇 17:40	記事欄
13		〇〇.〇.〇 14:20	なし
14		〇〇.〇.〇 14:00	なし
15		〇〇.〇.〇 14:10	記事欄のうち 1 行目の氏名及び役職
16			記事欄のうち 4 行目 10 文字目から 5 行目 14 文字目
17		〇〇.〇.〇 15:10	記事欄のうち 1 行目の氏名
18			記事欄のうち 2 行目 4 文字目から 3 行目 2 文字目
19		〇〇.〇.〇 16:30	なし
20		〇〇.〇.〇 14:30	記事欄のうち 2 行目から 13 行目
21		〇〇.〇.〇 17:30	記事欄のうち 2 行目 4 文字目から 13 行目
22		〇〇.〇.〇 16:30	記事欄のうち 2 行目から 11 行目
23		〇〇.〇.〇 16:30	なし
24		〇〇.〇.〇 15:30	なし
25		〇〇.〇.〇 13:50	記事欄のうち 4 行目 15 文字目から 9 行目
26		〇〇.〇.〇 16:10	なし

27	〇〇.〇.〇 08:30	なし
28	〇〇.〇.〇 11:00	なし
29	〇〇.〇.〇 11:10	なし
30	〇〇.〇.〇 16:40	記事欄のうち5行目7文字目から7行目4文字目
31	〇〇.〇.〇 16:50	なし
32	〇〇.〇.〇	記事欄のうち2行目から3行目
33	〇〇.〇.〇 10:30	なし
34	〇〇.〇.〇 16:20	なし
35	〇〇.〇.〇 16:00	なし
36	〇〇.〇.〇 16:20	なし
37	〇〇.〇.〇 14:10	なし
38	〇〇.〇.〇 11:30	記事欄のうち2行目から9行目
39	〇〇.〇.〇 14:00	記事欄のうち2行目から13行目
40	〇〇.〇.〇 17:00	記事欄のうち3行目から12行目
41	〇〇.〇.〇 16:30	なし
42	〇〇.〇.〇 17:00	なし
43	〇〇.〇.〇 13:00	なし
44	〇〇.〇.〇 14:20	記事欄のうち2行目及び8行目の氏名
45	〇〇.〇.〇	なし
46	〇〇.〇.〇	なし
47	〇〇.〇.〇 16:50	記事欄のうち4行目から10行目
48	〇〇.〇.〇 17:10	なし
49	〇〇.〇.〇 09:00	なし
50	〇〇.〇.〇	なし
51	〇〇.〇.〇 09:30	記事欄のうち4行目3文字目から4行目
52	〇〇.〇.〇 08:30	なし
53	〇〇.〇.〇 08:30 続き	なし
54	〇〇.〇.〇 11:00	なし

55	〇〇.〇.〇 11:30	なし
56	〇〇.〇.〇 12:30	なし
57	〇〇.〇.〇 10:50	なし
58	〇〇.〇.〇 12:00	なし
59	〇〇.〇.〇 10:30	なし
60	〇〇.〇.〇 12:00	なし
61	〇〇.〇.〇 12:10	なし
62	〇〇.〇.〇 12.20	なし
63	〇〇.〇.〇 16:00	なし
64	〇〇.〇.〇 17:30	なし
65	〇〇.〇.〇 12:20	なし
66	〇〇.〇.〇 11:40	なし
67	〇〇.〇.〇	なし
68	〇〇.〇.〇 14:00	記事欄のうち9行目から14行目
69	〇〇.〇.〇 15:00	記事欄のうち4行目8文字目から6行目12文字目
70	〇〇.〇.〇 14:00	記事欄のうち2行目7文字目から3行目3文字目
71		記事欄のうち12行目5文字目から13行目
72	〇〇.〇.〇 16:30	なし
73	〇〇.〇.〇 16:50	なし
74	〇〇.〇.〇 17:30	なし
75	〇〇.〇.〇 12:00	なし
76	〇〇.〇.〇 15:00	なし
77	〇〇.〇.〇 09:50	なし
78	〇〇.〇.〇 10:00	なし
79	〇〇.〇.〇 10:30	なし
80	〇〇.〇.〇 15:00	なし
81	〇〇.〇.〇 13:20	記事欄のうち2行目の氏名
82		記事欄のうち3行目から6行目

83	〇〇.〇.〇 09:40	なし
84	〇〇.〇.〇 13:00	なし
85	〇〇.〇.〇 10:00	なし
86	〇〇.〇.〇 10:10	なし
87	〇〇.〇.〇 15:00	記事欄のうち4行目16文字目から7行目10文字目
88	〇〇.〇.〇 09:00	なし
89	〇〇.〇.〇 18:00	なし
90	〇〇.〇.〇 18:30	記事欄のうち6行目11文字目から7行目12文字目
91		記事欄のうち11行目6文字目から13行目2文字目
92	〇〇.〇.〇 16:50	記事欄のうち8行目10文字目から12行目
93	〇〇.〇.〇 17:00	記事欄のうち11行目13文字目から12行目14文字目
94	〇〇.〇.〇 18:50	なし
95	〇〇.〇.〇 10:10	なし
96	〇〇.〇.〇 10:30	なし
97	〇〇.〇.〇 15:40	なし
98	〇〇.〇.〇 15:50	なし
99	〇〇.〇.〇 13:30	なし
100	〇〇.〇.〇 10:40	なし
101	〇〇.〇.〇 08:40	なし
102	〇〇.〇.〇 15:30	なし
103	〇〇.〇.〇 09:40	なし

※注意点（文字の数え方）

- 1 「、」、「。」、「（」、「）」、「「」、「」」は、1文字と数える。
- 2 数字は、桁数にかかわらず、それぞれ1文字と数える。
- 3 文字及び行のスペースは数えない。
- 4 行の文字数は、全て左から数える。